

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-23)

施策名	目標5-2 自然環境の保全・再生					
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。 ・過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,714	2,751	2,745	2,723
	補正予算(b)	0	0	640	-	
	繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	2,714	2,751	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	2,560	2,459	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	自然再生基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)					

測定指標	自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値	達成
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	-
		25	25	25	26	26	26	33	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準値	実績値					目標値	達成
		-	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	毎年度	△
		-	4地区(80%)	5地区(71%)	10地区(91%)	8地区(89%)	5地区(71%)	100	
	年度ごとの目標値		5地区(100%)	7地区(100%)	11地区(100%)	9地区(100%)	7地区(100%)		
	三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	-
458		2,850	2,770	2,830	集計中	-	6,994		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p>
		<p>(判断根拠)</p> <p><里地里山> ・「地域循環共生圏」の構築に向け、森・里・川・海の保全及び再生に取り組む10の実証地域においてフォローアップを行い「多様な主体によるプラットフォームづくり」、「自立のための経済的仕組みづくり」、「人材育成」等の活動を支援した。 ・戦略的な広報活動、民間企業との連携、自然体験プログラム等の開催等により、国民一人ひとりが、自然の恵みを実感し、自然の恵みを支える気運を醸成した。</p> <p><世界自然遺産> ・既存の世界自然遺産地域については、モニタリング等を実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理の一層の充実を図りつつ、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、適正な保全管理を実施した。 ・特に小笠原諸島については、外来種により遺産価値である陸産貝類等の影響が深刻化していることを受け、科学委員会の助言の下、関係機関と連携し、集中的な対策を継続した。 ・世界自然遺産新規登録を目指す奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、平成30年5月の諮問機関である国際自然保護連合からの延期勧告を踏まえ、一旦推薦を取り下げ、必要な作業を進めた上で、平成31年2月に推薦書を再提出し、令和元年10月の国際自然保護連合による現地調査等に対応した。登録の可否が審議される予定であった令和2年の世界遺産委員会については、新型コロナウイルス感染症の影響により延期。</p> <p><自然再生> ・自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、令和2年度末現在、全国で自然再生協議会が計26箇所設立され、同法に基づく自然再生事業実施計画が48件策定された。</p> <p><地域支援> ・令和2年度末時点で、生物多様性保全推進支援事業の活用等によって、地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は15団体であった。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等について、令和2年度末までに171件に対し経費の一部を交付した。</p> <p><国立・国定公園等> ・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の新規指定及び公園計画の点検等の見直しを実施した。令和2年度については、7地区の見直しを計画し、厚岸霧多布昆布森国定公園の新規指定及び阿蘇くじゅう国立公園の公園区域拡張を含む5地区の見直し等を行った。 ・自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道(みちのく潮風トレイル)の路線設定、エコツアー等の公園利用プログラムの作成、自然環境変化状況の把握のための基礎調査等の具体的な取組を実施した。 ・2019年4月に成立した自然環境保全法の一部を改正する法律に基づき、小笠原方面の沖合域に4地域、計22.7万km²の沖合海底自然環境保全地域を指定し、その一部について自然環境調査を行った。</p>

評価結果	施策の分析	<p><里地里山> 各地域が地域循環共生圏構築に取り組む際に活用できるツールとして、実証地域の取組を踏まえて、地域循環共生圏の構築を進めていくために必要な取組の手法やプロセス、事例、課題解決のヒント、ワークシート等を取りまとめた「森里川海からはじめる地域づくり～地域循環共生圏構築の手引き～」を作成しており、地域の自主的な取組を促すという施策の方向性は、地域の特性に応じて二次自然を保全・維持管理するという目標から妥当なものと考えている。 今後は、手引きを普及するとともに、各地域の具体的な取組をサポートする体制を整える必要がある。引き続き、国民一人ひとりが、自然の恵みを実感し、自然の恵みを支える気運を醸成する必要がある。</p> <p><世界自然遺産> 知床、白神山地、屋久島、小笠原諸島については、科学的データに基づき、適正な遺産管理が進められた。 新規登録を目指す国内候補地については、延期勧告を受けたものの、その後、勧告を踏まえ、必要な作業を進めた上で、平成31年2月に推薦書を再提出し、確実な登録に向け、適切に対応した。登録の可否が審議される予定であった令和2年の世界遺産委員会については、新型コロナウイルス感染症の影響により延期。 世界遺産の順応的管理、新規登録という目標に対する施策の方向性は妥当なものと考えており、引き続き取組を進めていく。</p> <p><自然再生> 新たな自然再生事業実施計画が策定され、地域の多様な主体による自然再生という目標への取組が進むなど、施策の方向性は妥当なものと考えており、自然再生協議会の設立数の増加に向け、更なる推進を図る必要がある。</p> <p><地域支援> 生物多様性保全推進支援事業による、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等への支援数は、着実に増加しており、先進的・効果的な取組を支援し、保全活動の推進に繋げるという目標に向け、施策の方向性は妥当であると考えている。一方で、地域連携保全活動計画の策定数は徐々に増加しているが、策定済み市町村はまだごく一部に限られており、一層の加速が求められる状況にある。</p> <p><国立・国定公園等> ・国立・国定公園の見直しについては、概ね計画どおり実施されており、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行うという目標を踏まえ、施策の方向性は妥当であると考えている。引き続き着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う必要がある。 ・沖合の海底の保全のための新たな海洋保護区制度である沖合海底自然環境保全地域を指定した。一方、適切な保護管理を実施するため、精度の高い科学的情報の蓄積が求められていることから、同地域の継続的なモニタリングを行う必要がある。</p>
------	-------	---

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p><里地里山> 引き続き、地域の特性に応じた二次自然等の保全・維持管理を進めるため、「森里川海からはじめる地域づくり～地域循環共生圏の手引き～」の普及を進めるとともに、地域循環共生圏づくりを総合的に支援するため、地域のニーズに応じた専門知識と経験を有する支援チームの派遣、事例の収集や発信、普及啓発などを行うプラットフォームの構築を進める。</p> <p><世界自然遺産> 引き続き、国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。</p> <p><自然再生> 引き続き、地域の多様な主体による自然再生の取組への支援や取組促進のための普及啓発を実施し、自然環境の保全・再生の推進を図る。</p> <p><地域支援> 引き続き、生物多様性保全推進支援事業については、効果的な取組をより多くの地域で支援できるよう、一層の拡充を図る。 また、生物多様性保全推進支援事業のさらなる活用や、各自治体への適切な情報の発信等の働きかけを通じ、地域連携保全活動計画策定の促進を図る。</p> <p><国立・国定公園等> ・引き続き、国立・国定公園について着実な見直しと適切な保護管理を進めるため、沖合自然環境保全地域の自然環境の情報を継続的に把握し、その情報を元にした適切な保護管理を行うことにより、生物多様性の保全と自然との共生の推進を図る。</p> <p>【測定指標】</p> <p><自然再生協議会の数> 自然再生については、生物多様性国家戦略2012-2020において「自然再生の着実な実施」と掲げている。また、令和元年12月に見直した自然再生基本方針等に基づき、引き続き、自然再生を進めるための技術的課題の解決への支援や普及啓発等により、新たな自然再生協議会の設立及び自然再生協議会による取組の推進を図る必要がある。</p> <p><当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率> 目標年度は毎年度としており、今後も計画どおり見直しが実施されるよう関連する事業を適切に実施していく。</p> <p><三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)> 三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数の推移(千人)を測定目標として利用していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生専門家会議を開催し、自然再生事業実施計画の審査や今後の自然再生事業の推進に関して、有識者の知見を活用しながら、検討を行った。 ・公園区域の見直し等に当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した自然公園等小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 ・世界遺産地域(候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、有識者の知見を活用しつつ順応的な管理を実施した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省報道発表資料「自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について」 ・奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界遺産推薦書(日本政府) ・自然環境保全法の一部を改正する法律(平成31年法律第20号)
---------------------------	--

担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 国立公園課	作成責任者名	堀上勝(自然環境 計画課長) 熊倉基之(国立公 園課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---------------------------	--------	---------------------------------------	----------	--------